

■ 町内会・自治会検索システム「マチトモNavi」

お調べしたい地域の区や住所などを入力するだけで、町内会がどこかを簡単に検索することができます。このサイトを通じて、町内会への加入希望を伝えることもできます。

アクセスは
コチラから

マチトモ



■ 札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例

札幌市では、地域コミュニティの中核である町内会の活動を地域住民、事業者、札幌市が一体となって支え、より豊かで明るく暮らしやすいまちを未来の世代につないでいくために、令和5年4月から「札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例」を施行しています。

アクセスは
コチラから

町内会ささえあい条例



事業者の役割

地域コミュニティにおける町内会の意義や重要性を理解し、町内会活動への参加や協力に努める

不動産事業者の役割

住宅に入居している方や入居予定者に対する町内会の加入・設立に資する情報の提供に努める

お問い合わせ

札幌市市民文化局市民自治推進課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎13階

TEL:011-211-2253 FAX:011-218-5156

メールアドレス shiminjichi@city.sapporo.jp

本制度・申請に関する詳細は札幌市役所ホームページでご確認ください。

さっぽろマチトモパートナー企業認定制度



SAPP_RO



さっぽろマチトモパートナー 企業認定制度

—— 不動産事業者と町内会の連携により、暮らしやすいまちづくりを ——

不動産事業者



町内会



マチトモ
パートナー企業 SAPP_RO



安全で安心なまちにするためにさまざまな活動を行っている町内会
そんな町内会を支えるために取り組んでいる不動産事業者を札幌市が応援します



地域をより安全で安心な暮らしやすいまちにするためにさまざまな活動を行っている町内会。
今、多くの町内会では、加入率の低下や役員の高齢化、担い手不足などに悩んでおり、今後、地域の活力が低下していくことが危惧されています。

この制度は、町内会への加入促進や町内会の負担軽減につながる取組を行っていただいている不動産事業者を認定し、その取組を広めていくことで、不動産事業者と町内会のより良い関係を築き、地域の活性化につなげることを目指しています。

対象となる事業者

以下の条件を満たす不動産事業者(仲介業者・建築業者・デベロッパー・管理会社)が対象です。

- 札幌市内に所在していること(本社・支社が札幌市になくとも構いません)
- 札幌市内で継続して1年以上の事業実績があること
- 市税、法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと

本社(支社)又は事業所単位のどちらかでお申込みください(両方のお申込みはできません)。

〈次に該当する不動産事業者は、対象となりません。〉

- ・各種法令に違反している又はそのおそれのある事業者
- ・公序良俗に反する企業活動を行う又はそのおそれのある事業者
- ・政治活動、宗教活動を行なうことを目的とした事業者
- ・民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)による再生又は更生の手續中の事業者
- ・事業に関して法令に違反し、国又は地方公共団体から行政処分を受け、当該処分が解除されていない事業者
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条2号に規定する暴力団又は札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第7条第1項に規定する暴力団関係事業者
- ・本市が対象としないことが適切と認める事業者

認定基準

町内会への加入促進や町内会の負担軽減、活性化につながる取組事項(右ページ参照)のうち、所定の数以上の取組を実施している場合に認定されます。

仲介業者・建築業者: 4項目以上

デベロッパー・管理会社: 7項目以上
取組事項8~13のうち、少なくとも2項目以上

- ※取組事項1は、全ての事業者の必須事項となっています。
- ※その他、独自の取組を行っている場合は、1項目としてカウントできます。

有効期間

認定決定日から3年を経過した日以後の最初の3月31日まで

認定されると

- 認定証を交付します。
- 認定マークを付与します。
認定マークは、名刺などの印刷物、企業ホームページなどに掲載できます。
- 札幌市役所ホームページ等により認定企業として広報します。

〈認定マークについて〉

不動産事業者においても、不動産事業者経由で町内会に参加してもらいたいマチトモにも大切になってくる「家」をモチーフにしたマークです。「町」の上に重なるマークは、町内会の祭りなどで使用される「ポイ」と家探しのイメージがある「虫眼鏡」を掛け、町内会と不動産事業者の連携を表現しています。

作成者: 山之内 響
(札幌市立大学デザイン学部)



取組事項

全企業共通	加入促進 負担軽減 活性化	1	【必須】町内会から、町内会に関わりのある事項(※)についての申出・相談があった場合には、町内会との協議を行っている ※町内会に関わりのある事項(例) ・町内会への加入(促進に関すること含む) ・ごみステーションの設置や管理 ・パートナーシップ排雪 ・町内会活動への参加や協力 など
	加入促進	2	札幌市等が作成している町内会の加入促進に関する広報物について、事業所内等での配架、掲示に協力している
		3	入居予定者・入居者等に対して、住宅所在地の町内会に関する情報(町内会名、町内会費など)を紹介している
		4	入居予定者・入居者等に対して、一般的な町内会の加入方法(町内会・自治会検索システム「マチトモNavi」の案内など)を紹介している
負担軽減	5	町内会に関わりのある事項(取組事項1参照)の相談に当たり、町内会から共同住宅の管理会社、管理組合、オーナーの紹介を依頼された場合には、取り次ぐよう努めている	
活性化	6	事業所所在地の町内会に加入している	
	7	事業所所在地の町内会の活動、イベント等に協力している	
デベロッパー・管理会社のみ	加入促進	8	自社で分譲・管理している共同住宅は、地域の町内会に加入する方針としている
		9	共同住宅の新規建築又は新興住宅地の開発に当たって、住宅所在地の町内会へ加入しない場合は、共同住宅又は新興住宅地単位での町内会の新設に努めている
		10	重要事項説明書等に町内会費の項目を記載する、入居説明会で町内会の説明をするなど、共同住宅入居者の町内会加入に向けた働きかけを行っている
	負担軽減	11	町内会との協議により定められた金額、徴収方法、支払時期等に応じて、共同住宅入居者分の町内会費を納入している
		12	町内会から依頼された共同住宅内への広報物(回覧物等)の掲示に協力している
		13	共同住宅を管理する者が変わる場合(例:デベロッパー→管理会社、A管理会社→B管理会社)に、町内会費の徴収方法やごみステーションの管理、パートナーシップ排雪等の町内会に関わりのある事項(取組事項1参照)について引継ぎを行っている

認定制度の流れ

1 申請手続き

申請は、随時受け付けています。
町内会のために取り組んでいる事項をお示しください。

2 認定

申請書類の内容に基づき、認定の可否を決定します。
認定された場合は、認定証の交付、札幌市役所ホームページに掲載されるほか、認定マークをさまざまな場面で使用することができます。

3 更新手続き

更新を希望する場合は、更新手続きをお願いします。
(有効期間は、左ページ参照)

町内会と不動産事業者・関係者をつなぐ ささえあいハンドブック



町内会の理解を深めてもらい、町内会と不動産事業者・関係者のより良い関係が築かれることを目指して制作したハンドブックです。
不動産事業者の皆さまに協力いただきたい事項などもまとめてありますので、ぜひ、ご覧ください。

